

15文科高第659号
平成15年12月19日

各 国 立 学 校 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 長
大 学 評 価 ・ 学 位 授 与 機 構 長
国 立 学 校 財 務 セ ン タ ー 所 長 殿
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会

文部科学事務次官

御 手 洗 康

国立大学法人法等の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、国立大学法人法（平成15年法律第112号）をはじめとする下表に掲げる法令が公布及び施行（一部の規定を除く。）され、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターが平成16年4月1日から設立されることとなりました。

これらの法令の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、各国立学校の関係各位におかれては、十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らい下さい。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、記・第一8（3）のとおり必要な制度改正などによる地方公共団体と国立大学法人との円滑な人事交流の継続に特段のご配慮をいただくとともに、貴管下の関係者に対して、この趣旨を徹底されるように願います。

（法律）	国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）
------	--

独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号）
独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）
独立行政法人メディア教育開発センター法（平成15年法律第116号）
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）

（政令） 国立大学法人評価委員会令（平成15年政令第441号）
国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）
独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成15年政令第479号）
独立行政法人大学評価・学位授与機構法の施行に伴う経過措置に関する政令（平成15年政令第480号）
独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令（平成15年政令第481号）
独立行政法人メディア教育開発センター法の施行に伴う経過措置に関する政令（平成15年政令第482号）
国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成15年政令第483号）

（省令） 国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）
独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令（平成15年文部科学省令第58号）
独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令（平成15年文部科学省令第59号）
独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令（平成15年文部科学省令第60号）
独立行政法人メディア教育開発センターに関する省令（平成15年文部科学省令第61号）

なお、国立大学法人法第5条第2項、第22条第4項及び第23条の規定により、大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関、国立大学等の授業料その他の費用及び国立大学に附属して設置される学校について定める文部科学省令については、別途制定の予定です。

また、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の技術的な改正を行う「国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令」についても、別途制定の予定です。

記

第1 国立大学法人法関係

1 国立大学法人法の概要

国立大学法人法は、自律的な環境の下で国立大学を一層活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現すること等を目的として、現在、国立学校設置法により国の施設等機関として設置されている国立大学及び大学共同利用機関を独立した法人とするため、平成16年4月1日に国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）を設立すること、国立大学法人等の組織及び運営等について定めること、国立大学法人等の業務実績について評価するための国立大学法人評価委員会を文部科学省に設置すること等について定めるものであること。

2 総則関係

(1) 国立大学法人法の目的

国立大学法人法の目的として「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定める」こととしていること（第1条）。これは、現在、国立大学は、我が国の学術研究と研究者養成の中核を担うとともに、全国的に均衡のとれた配置により地域の教育・文化・産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供するなどの重要な役割を果たしているが、法人化後の国立大学も引き続き国の財政措置を前提に、このような役割を一層果たしていくことが求められることを明確にしているものであること。

(2) 国立大学法人の設立等

国立大学法人法においては、国立大学法人を「国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人」と規定した上で、個別の国立大学法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該国立大学法人の設置する国立大学の名称を定めていること（第2条第1項及び第2項、第4条並びに別表第1）。したがって、国立大学法人は国立大学法人法の定めるところにより設立される法人であること。

また、国立大学法人の法人格に関する規定（第6条）のほか、国立大学法人でない者がその名称中に国立大学法人という文字を用いてはならないこと（第8条）などの規定を置いていること。

(3) 教育研究の特性への国の配慮義務

第3条において「国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機

関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない」と規定していること。これは国として、教育研究の自主性・自律性、専門性及び長期性といった特性に常に配慮しなければならないことを明確にしているものであること。

(4) 資本金

国立大学法人等の「資本」は、「国立大学法人等の業務を確実に実施するために与えられた財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるもの」(国立大学法人会計基準等検討会議報告書)であることから、国立大学法人等の業務を確実に実施するために必要な財産的基礎として国から承継した権利に係る土地、建物等の財産の価額から承継する義務に係る負債等の価額を差し引いた額に相当する金額が政府から国立大学法人等に対して出資されたものとされ(附則第9条第2項及び国立大学法人法施行令附則第5条)この金額が各国立大学法人等の資本金となることと定めていること(第7条第1項)。なお、国立大学法人等は政府全額出資法人であることから、その会計の全てが会計検査院の検査対象となるものであること。

また、政府は、追加して金銭及び土地等を出資することができ(同条第2項及び第3項)出資があったときはその出資額により資本金を増加するものとしていること(同条第5項)。出資される土地等の価額は、出資の日現在における時価(承継財産に関しては、国立大学法人等の成立の日現在における時価)を基準として評価委員が評価した価額とすることとし、評価委員の任命等評価に関する事項は国立大学法人法施行令において規定していること(同条第6項及び第7項、附則第9条第5項及び第6項並びに国立大学法人施行令第1条及び附則第7条)。

国立大学法人等に出資されたものとされる財産のうち土地については、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「財務・経営センター」という。)に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする(第7条第4項及び附則第9条第3項)。これは、現行の国立学校特別会計制度における学校財産処分収入を国立大学等全体の施設整備の財源に充てる仕組みと同様のものであること。財務・経営センターは、独立行政法人国立大学財務・経営センター法第13条第3号の規定に基づき、国が措置する施設整備費補助金を補完するものとして、国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金を交付する「施設費交付事業」を行うこととしており、財務・経営センターは、土地の譲渡により生じた収入の一部として国立大学法人等から納付を受けた金額を「施設費交付事業」の財源に充てるものであること。国立大学法人等が、国から出資された土地を譲渡し当該譲渡により生じた収入の一部を財務・経営センターに納付したときは、財務・経営センターへ納付した金額に対応するものとして財務大臣に協議して文部科学大臣が定める金額につい

ては、資本金を減少するものとしたこと（第7条第8項及び第36条第1号）。土地の譲渡に関する報告等の手続については国立大学法人法施行規則において規定していること（国立大学法人法施行規則第15条及び第16条）。

3 組織及び運営関係

(1) 趣旨

国立大学法人法は、法人化により裁量が大幅に拡大する各国立大学法人において、責任ある意思決定と実行が確保されるよう、その組織及び運営について規定しているものであること。

具体的には、国立大学法人に役員として学長、理事及び監事を置き、予算などの重要事項については学長及び理事で構成される役員会の議を経て学長が決定することとしていること。また、審議機関として、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する「経営協議会」及び国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する「教育研究評議会」を設置するとともに、役員や経営協議会の委員に学外有識者を迎えることとしているものであること。

各国立大学法人においては、経営協議会及び教育研究評議会がそれぞれの役割を十分果たしつつ、学長を中心とした責任ある意思決定を確保することが求められるものであること。

(2) 役員

学長は、学校教育法に規定する学長の職務（「校務をつかさどり、所属職員を統督する」）を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理することとしており（第11条第1項）、その任命は文部科学大臣が国立大学法人の申出に基づいて行なうものであること（第12条第1項）。国立大学法人の申出は、経営協議会の学外委員の代表者及び教育研究評議会の代表者で構成する「学長選考会議」が「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」（同条第7項）のうちから行う選考によるものであること（同条第2項）。また、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、委員から互選される議長が学長選考会議に諮って定めるものであること（同条4項及び第6項）。学長が中期目標についての意見、中期計画、予算の作成、学部等の重要な組織の設置又は廃止などについて決定しようとするときは、学長及び理事で構成される「役員会」の議を経なければならないものであること（第11条第2項）。学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定めるものであること（第15条第1項）。

理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う（第1

1条第3項)のものであり、学長が任命する(第13条第1項)のものであること。なお、理事のうち一名以上は学外者(「その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者」)から任命しなければならないこととしており(第14条) 例えば経済界や私学関係者、高度専門職業人など広く学外から国立大学法人の経営に関し高い見識を有する者や各分野の専門家を登用することが期待されるものであること。理事の任期は6年を超えない範囲内で学長が定めることとしているが、その任期の末日は当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならないものであること(第15条第2項)。

「国立大学法人の業務の監査を行う」(第11条第4項) 監事は、文部科学大臣が任命するものであり(第12条第8項) 任期は2年としていること(第15条第3項)。

政府及び地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができないものとしていること。ただし、公立大学の学長、副学長、学部長又は教授の職にある者や国立教育政策研究所の長等国立大学法人法施行令において規定する者は、非常勤の理事又は監事となることができるものとしていること(第16条及び国立大学法人法施行令第2条)。

役員に心身の故障や職務上の義務違反などがある場合には、文部科学大臣は学長及び監事を、学長は理事をそれぞれ解任することができるものとしていること。文部科学大臣が学長を解任するに当たっては、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする(第17条)。

国立大学法人の役員及び職員については秘密保持義務を課す(第18条)とともに、刑法その他の罰則の適用について公務員とみなしており、例えば公務執行妨害罪の客体や収賄罪の主体となり得るものとしていること(第19条)。

(3) 経営協議会

国立大学法人においては、給与基準、予算の作成、決算など国立大学法人の経営に関する重要事項は、学長、学長が指名する理事及び職員、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する学外有識者で組織される経営協議会で審議することとしていること(第20条)。経営協議会の委員の総数の2分の1以上は学外委員とすることとされており、学外有識者の見識を大学経営に直接反映しつつ、国立大学法人の経営の改善を図ることが求められるものであること。

(4) 教育研究評議会

教育課程や学生の入退学等に関する全学的な方針、教員人事に関する事項など国立大学の教育研究に関する重要事項については、学長、学長が指名する理事、学部長などの重要な教育研究組織の長、その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員で組織される教育研究評議会にて審議することとしていること(第21条)。

また、国立大学法人成立後の最初の教育研究評議会については、学長及び学長が指名する理事で組織するものとしていること(附則第20条)。

学長は経営協議会及び教育研究評議会の議長となって、それぞれの会議を主宰することとしており、具体的には、会議の招集や議案の整理、議案の発議など会議の運行について必要な一切の措置をとる権限を有するものであること（第20条第5項及び第6項並びに第21条第4項及び第5項）。

（5）国立大学法人の業務

国立大学法人の業務の範囲については以下のとおり規定していること（第22条第1項及び国立大学法人法施行令第3条）。

国立大学を設置し、これを運営すること。

学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する特定大学技術移転事業を実施する者に出資すること。

～ の業務に附帯する業務を行うこと。

これに関連して、授業料その他の費用については文部科学省令で定めることとするとともに（第22条第4項）国立大学の附属学校についても文部科学省令で定めること（第23条）。これらの文部科学省令については別途制定する予定であること。

また、特定大学技術移転事業を実施する者に出資する場合には、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととしており（第22条第2項）当該認可の手続については国立大学法人法施行規則において規定していること（国立大学法人法施行規則第1条）。

4 中期目標及び中期計画関係

（1）趣旨

中期目標及び中期計画は、国立大学法人等が6年間を見通して社会や国民にその理念や特色を明確に示しながら積極的に教育研究に取組み、社会に対する説明責任を果たすものであるとともに、国立大学法人等に対する評価はその達成状況を評価するものであること。

（2）中期目標

文部科学大臣は、6年間にわたる中期目標を定め、国立大学法人等に示すこととしており、中期目標の記載事項は以下のとおりとしていること。

教育研究の質の向上に関する事項

業務運営の改善及び効率化に関する事項

財務内容の改善に関する事項

教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

その他業務運営に関する重要事項

中期目標の策定に当たっては、文部科学大臣に対して、国立大学法人等からの事前の意見聴取義務及び当該意見に対する配慮義務が課されていること（第30条）。

（3）中期計画

国立大学法人等は、中期目標に基づき当該目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとしていること（第31条）。

中期計画の記載事項は以下のとおりとしていること（第31条第2項及び国立大学法人法施行規則第3条）。

教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

短期借入金の限度額

重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

剰余金の使途

施設及び設備に関する計画

人事に関する計画

中期目標の期間を超える債務負担

積立金の使途

その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項

なお、中期目標の策定及び中期計画の認可に当たっては、文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣と協議しなければならないものであること（第30条第3項、第31条第3項並びに第36条第2号及び第3号）。

中期計画の作成及び変更の手続については国立大学法人法施行規則において規定していること（国立大学法人法施行規則第2条）。

5 財務及び会計関係

（1）趣旨

国立大学の法人化に伴い、その運営の自主性・自律性が高まり、財務及び会計についてもその裁量が拡大すること、また、これにより法人の運営について、国民に対し十分説明責任を果たせるよう透明性の高い財務会計制度を構築する必要があることから、原則として企業会計原則によることとするなど、その在り方が大きく変化するものであ

ること。したがって、国立大学法人等として、このような新しい財務会計制度に対応できるように専門的知見を有した職員の育成や確保などの体制の整備に留意願いたいこと。

(2) 財務及び会計関係の規定の概要

国立大学法人等の財務及び会計については、独立行政法人通則法の財務及び会計に関する規定(独立行政法人通則法第36条から第50条)が準用されるものであること(第35条)。具体的には、企業会計原則、財務諸表等、会計監査人の監査等、利益及び損失の処理、短期借入金、余裕金の運用、財産の処分等の制限、会計規程等について独立行政法人通則法の規定が準用されていること。また、財務及び会計に関して準用している独立行政法人通則法の規定に基づき、国立大学法人法施行規則において、会計の原則、会計処理、財務諸表、財務諸表等の閲覧期間、重要な財産の範囲、重要な財産の処分等の認可の申請手続、短期借入金の認可の申請手続及び剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認手続について定めていること(国立大学法人法施行規則第9条～第14条、第19条及び第20条)。

なお、国の財政措置について定める独立行政法人通則法第46条を準用することにより、国の事務・事業を担う国立大学法人等に対する国の財政上の責任を明確に定めていること。

(3) 利益及び損失の処理並びに積立金の処分

第35条において準用している独立行政法人通則法(以下「準用通則法」という。)第44条は、国立大学法人等が損益計算において利益を生じた場合であって、前事業年度より繰り越されている損失があるときには補填し、なお利益に残余があるときには、積立金として積み立てることを原則としているが、文部科学大臣が同条第3項の規定により承認する金額については、中期計画で定めた用途に翌年度以降充てることができることとしていること。その承認手続については国立大学法人法施行規則において定めており、特に、申請書の添付書類として「文部科学大臣が必要と認める事項を記載した書類」を提出することとしているが、これは、剰余金が生じた事由が教育研究活動の長期性など教育研究の特性に基づき生じたものであることなどを説明するために提出を求めるものであること(国立大学法人法施行規則第20条)。

また、中期目標期間終了時の積立金の処分については、国立大学法人法において、積立金のうち文部科学大臣の承認を得た金額については、次の中期目標期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標期間の業務の財源に充てることができるなどと定めていること(第32条)。積立金の処分については、国立大学法人法施行令及び国立大学法人法施行規則において、申請書の提出期限等の文部科学大臣による承認の手続、国庫納付金の納付の手続、国庫納付金の納付期限、国庫納付金の帰属する会計について定めていること。なお、申請書の添付書類として「文部科学大臣が必要と認める事項を記載した書類」を提出することとしているのは、利益の処理に当たっての添付書

類と同様の趣旨であること。(国立大学法人法施行令第4条～第7条及び国立大学法人法施行規則第21条)

(4) 長期借入金等

準用通則法第45条第1項の規定により、国立大学法人等は短期借入金をすることが可能であること(短期借入金の認可申請手続については国立大学法人法施行規則第19条で規定)。

また、国立大学法人法施行令で定める目的(附属病院整備事業及び移転整備事業)のための土地の取得や施設の整備等に限って、文部科学大臣の認可を受けて長期借入金又は債券発行を行うことが可能である旨定めていること(第33条及び国立大学法人法施行令第8条)。これは、国立学校施設の整備の促進を図るため、附属病院の施設整備事業、移転のための施設整備事業等について長期借入を行うことが可能な国立学校特別会計制度の仕組みと同様のものであること。なお、これに対応し、財務・経営センターは、独立行政法人国立大学財務・経営センター法第13条第2号の規定に基づき、国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金を貸付ける「施設費貸付事業」を行うこととしていること。

長期借入金等については、借換えの対象となる長期借入金等、長期借入金等の償還期間、長期借入金の借入れの認可の手続、国立大学法人等債券の形式、発行、引受け、成立の特則、払込み、発行の認可手続等について国立大学法人法施行令において規定していること(国立大学法人法施行令第9条～第21条)。

また、長期借入金等を行う国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金等の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならないこと(第34条)。その認可申請手続については国立大学法人法施行規則において規定していること(国立大学法人法施行規則第18条)。

6 国立大学法人評価委員会関係

国立大学法人法の施行日(平成15年10月1日)に、文部科学省に「国立大学法人評価委員会」が設置されたこと(第9条)。国立大学法人評価委員会は、以下の業務を行うものであること。

第9条第2項第1号に該当するもの

- ・各事業年度に係る業務の実績に関する評価(準用通則法第32条)
- ・中期目標の期間における業務の実績に関する評価(準用通則法第34条)

第9条第2項第2号に該当するもの

- ・技術に関する研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に対する出資の認可についての意見の申出(第22条第3項及び第29条第3項)

- ・ 中期目標の策定についての意見の申出（第30条第3項）
- ・ 中期計画の認可についての意見の申出（第31条第3項）
- ・ 積立金の処分の認可についての意見の申出（第32条第2項）
- ・ 長期借入及び債券発行に関する認可についての意見の申出（第33条第3項）
- ・ 償還計画の認可についての意見の申出（第34条第2項）
- ・ 業務方法書の認可についての意見の申出（準用通則法第28条第3項）
- ・ 中期目標の期間の終了時の検討についての意見の申出（準用通則法第35条第2項）
- ・ 財務諸表の承認についての意見の申出（準用通則法第38条第3項）
- ・ 剰余金の使用の承認についての意見の申出（準用通則法第44条第4項）
- ・ 短期借入金の限度額を超える借入れ及び借換えの認可についての意見の申出（準用通則法第45条第4項）
- ・ 重要財産の処分等の認可に関する意見の申出（準用通則法第48条第2項）
- ・ 役員に対する報酬等の基準についての意見の申出（準用通則法第53条第2項）

なお、中期目標期間終了時の教育研究面の評価については、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し同機構が行う専門的な観点を踏まえたいわゆる同僚評価（ピアレビュー）としての教育研究評価の結果を尊重しなければならないこと（読み替えて準用される独立行政法人通則法第34条第2項）。

また、国立大学法人評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項は国立大学法人評価委員会令において規定しており、国立大学法人分科会と大学共同利用機関法人分科会を置くこと等の組織や議事に関する定めのほか、評価結果に係る意見申立ての機会の付与に関する規定を設けていること（第9条第3項及び国立大学法人評価委員会令）。

更に、評価結果が確定する前に国立大学法人等に対して意見申立ての機会を付与する旨の規定を設けていること（国立大学法人法施行規則第6条第2項及び第8条第2項）。

7 罰則関係

国立大学法人等の役員及び職員については第18条の規定により秘密保持義務を課しているが、当該規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする（第38条）などの罰則を定めていること（第38条～第41条）。

8 附則その他の規定関係

（1）独立行政法人通則法及び他の法令の規定の準用等

国立大学法人等は、独立行政法人通則法に規定する独立行政法人ではなく、国立大学法人法の定めるところにより設立される法人であるが、独立行政法人通則法の規定で準用することが可能なものについては必要な読替等を行った上で準用していること（第35条）。財務・会計に関する規定（独立行政法人通則法第4章）のほか、年度計画、評価に関する規定（独立行政法人通則法第31条～第35条）なども準用していること。

なお、準用通則法の規定により省令で定めることとなっている事項であって、財務・会計以外のものとしては、業務方法書に記載すべき事項、年度計画の作成及び変更の手続、各事業年度の業務の実績の評価の手続、中期目標期間終了時の事業報告書の文部科学大臣への提出及び中期目標期間の業務の実績の評価の手続などがあること（国立大学法人法施行規則第4条～第8条）。

他の法令については、必要に応じ政令で定めるところにより、国立大学法人等を国又は独立行政法人通則法に規定する独立行政法人とみなして準用し（第37条）、国立大学法人法施行令において船舶安全法等61の法律及び政令について国立大学法人等を国とみなすとともに（国立大学法人法施行令第22条）、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律等19の法律について国立大学法人等を独立行政法人とみなして準用する（国立大学法人法施行令第23条）こととしていること。これにより、例えば、医療法上、病院開設については都道府県知事の認可を要するところ、国立大学法人が開設する病院については厚生労働大臣の承認で足りるなどの措置を講じていること。なお、これらの法令の準用の概要については別添1のとおりであること。また、国立大学法人等を国又は独立行政法人とみなして準用する省令については、国立大学法人法施行規則において定めていること（国立大学法人法施行令第24条並びに国立大学法人法施行規則第22条及び第23条）。

（2）附則関係等

国立大学法人法においては22条にわたる附則を定めており、主たる事項としては次のとおりであること。

国立大学法人法は、平成15年10月1日に施行する（附則第1条）とともに、国立大学法人等は国立学校設置法が廃止される日（平成16年4月1日）に成立すること。したがって、登記は国立大学法人等の成立の要件ではなく、国立大学法人等の成立後遅滞なく設立登記を行う必要があること（附則第3条）。

文部科学大臣は、平成15年10月1日に国立大学の学長である者を国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、指名された者以外の者が新たに当該大学の学長となったときは、当該指名された者に代えて、当該学長を国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする（附則第2条第1項）。これらの場合、国立大学法人の学長となるべき者として指名され国立大学法人の設立により学長となった者の任期は、現在の国立大学の

学長としての任期の残任期間と同一の期間とすること（同条第4項）。

文部科学大臣は、現在の学長の任期の末日が平成16年3月31日であるときは、当該大学に設けられた選考会議（学長、副学長、学部長等（評議会の評議員その他これに準ずる者を含む。）及び運営諮問会議の委員のうち当該大学が定める者で構成する会議）において選考された者を、当該大学の学長の申出に基づき、平成16年4月1日において、国立大学法人の学長として任命するものとする（附則第2条第3項）。

現在国立大学又は大学共同利用機関の職員である者（独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、国立大学法人等の成立の日において、国立大学法人等の職員となるものとする（附則第4条）。職員の引継ぎに関して、国家公務員に対する懲戒、退職手当、児童手当、各国立大学法人等の職員となる者の職員団体についての経過措置を定めていること（附則第5条～第8条）。

国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、国立大学法人等の業務に関するものは、当該国立大学法人等が承継するものであること（附則第9条第1項）。国立大学法人法施行令において、国立大学法人等が承継しない権利及び義務として以下のとおり規定するとともに、権利及び義務の承継の時期について定めていること（国立大学法人法施行令附則第3条及び第4条）。

- （ ） 国立大学又は大学共同利用機関に所属する土地、建物等のうち文部科学大臣が財務大臣に協議して各国立大学法人等ごとに指定するもの以外のものに関する権利及び義務
- （ ） 国立大学法人等の成立の際現に国立大学又は大学共同利用機関に使用されている物品のうち文部科学大臣が指定するもの以外のものに関する権利及び義務
- （ ） 国立大学法人等の業務に関し国が有する権利及び義務のうち(i)及び(ii)に掲げるもの以外のものであって文部科学大臣が指定するもの

また、各国立大学法人等が国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立大学法人等の承継される権利に係る財産の価額の合計額から承継される義務に係る負債等の価額を差し引いた額に相当する金額は、政府から当該国立大学法人等に対し出資されたものとする（附則第9条第2項）。これに関しては、国立大学法人法施行令において、権利及び義務の承継の際出資があったものとされる財産等及び出資の時期について定めていること（国立大学法人法施行令附則第5条及び第6条）。

廃止前の国立学校特別会計法第17条に規定する委任経理金に残余があるときは、その残余に相当する額は、各国立大学法人等に奨学を目的として寄附されたも

のとすること（附則第10条）。また、産業投資特別会計社会資本整備勘定から廃止前の国立学校特別会計に繰り入れられた金額は、国から国立大学法人等に対し無利子で貸し付けられたものとみなすこと（附則第11条）。

文部科学大臣が定める国立大学法人等は、財務・経営センターが承継する借入金債務のうち、文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担及び保証することとし、当該債務の負担及び保証に関し必要な事項は国立大学法人法施行令において規定していること（附則第12条、国立大学法人法施行令附則第9条）。これらの規定は、附属病院整備のためにこれまで国立学校特別会計が行ってきた長期借入に係るものであること。

国は、国立大学法人等の成立の際現に国立大学又は大学共同利用機関に使用されている国有財産を、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができること。また、国立大学法人等の成立の際現に国立大学又は大学共同利用機関の職員の住居の用に供されている国有財産を、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができること（附則第13条）。無償使用のための手続等については国立大学法人法施行令において規定していること（国立大学法人法施行令附則第10条）。

現在の国立大学は、国立大学法人の成立の時に、国立大学法人の設置する国立大学となるものとする。また、国立久里浜養護学校は、国立大学法人筑波大学の成立の時に、国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学に附属して設置される養護学校となるものとする（附則第15条）。

また、国立学校設置法において、既に廃止された国立大学又は国立大学に併設される国立短期大学であって学生が在学しているため存続しているもの及び廃止されることとなっている国立大学に併設される国立短期大学について、これらの国立大学又は国立短期大学に在学する学生の円滑な修学の継続の確保のため経過措置を定めること（附則第16条及び第17条）。

国立大学法人等が国から承継した不動産に関する権利につきなすべき登記の手続についての特例を定めるとともに（附則第18条）、国立大学法人等の成立の際現に係属している国立大学法人等が行う業務に関する訴訟事件又は非訟事件であって各国立大学法人等が受け継ぐものについては、当該国立大学法人等を国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用すること（附則第19条）。その具体的な適用関係等については、国立大学法人法施行令において規定していること（国立大学法人法施行令附則第12条及び第13条）。

附則において具体的に規定しているもののほか、国立大学法人等の設立に伴い必要な経過措置その他国立大学法人法の施行に関し必要な経過措置は、国立大学法人

法施行令において規定していること（附則第22条）。

具体的には、国立大学法人等の成立前に、健康保険法等41の法令の規定により国立大学又は大学共同利用機関について国に対しされた許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為、これらの法令の規定により国立大学又は大学共同利用機関について国がしている届出その他の行為、国が漁港漁場整備法の規定により漁港管理者にした協議に基づく行為等は、それぞれの法令の規定により国立大学法人等に対しされた行為又は国立大学法人等がした行為等とみなすものであること（国立大学法人法施行令附則第14条及び第15条）。したがって、例えば、現在国立大学について国が受けた附属病院開設に関する厚生労働大臣の承認は引き続き有効であること。

また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び都市計画法等の適用に関する経過措置について定めること（国立大学法人法施行令附則第16条～第18条）。これらの経過措置の概要は別添2のとおりであること。

（3）国立大学法人等への移行に関する留意事項

国立大学法人等に関しては、上記（2）のとおり、所要の経過措置を置くことによって、医療法に規定する病院開設の承認や高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造等の承認といった行政庁への承認等の諸規制については、基本的にこれまでの認可等を国立大学法人等が引き継ぐなどの措置を講じており、法人の名称や住所変更等が必要となる場合を除き特段の手続きは必要とされないところであるが、別添3に掲げられている事項等については、国立大学及び大学共同利用機関が国の施設等機関から国立大学法人等へと移行することに伴い手続き等が必要となるので、これらについては遺漏なきよう対応願いたいこと。また、法人化後に法令上の扱いが変化する主な事項は別添4のとおりであるので、法人化後に新たに承認等を受ける必要が生じた場合には、手続きの際に留意願いたいこと。

なお、このような手続き等のほか、国立大学法人等への移行の準備については、特に、次の点などに留意する必要があること。

法人化後の組織運営の在り方を踏まえ、運営諮問会議の委員などの外部有識者の意見なども踏まえつつ円滑な移行を図る必要があること。

学長、経営協議会及び教育研究評議会、教員や職員などの構成員の相互の連携協力の下での質の高い意思決定の確保を図るため、国立大学法人制度の趣旨を踏まえ、それぞれの役割分担を準備段階から明確にした上で、学内において意見聴取や説明を十分に行うこと。

法人化後の安全衛生管理については、労働安全衛生法が適用されることとなることを踏まえ、適切に対応する必要があること。

また、国立大学法人等の役職員には国家公務員法等の規定は適用されず、柔軟かつ弾

力的な雇用形態や給与体系、勤務時間体系を採用することが可能となるほか、外国人の管理職への登用、兼職・兼業の弾力的な運用、専門的知識や技能等を重視した職員の採用などの弾力的な人事制度を実現し得ることや、組織編成や人員配置を自主的な判断により行うことが可能となることなどの長所を最大限に活かして、各国立大学法人等が、特色ある研究や魅力ある教育を積極的に展開することを可能にするという法人化の趣旨を踏まえた対応をすることが必要であること。

特に、国立大学法人等の役職員の服務等については、

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第42条の規定により、国等の施策に準じて教職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講じなければならないこと

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第21条の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止のため必要な配慮をしなければならないこと

教育基本法（昭和22年法律第25号）第8条第2項、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第137条及び義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号）の規定が引き続き適用されることなどを踏まえ、各大学の秩序維持や信用の保持の観点に加え、教育の政治的中立性確保等の観点から、職員の政治的活動について適切に対応する必要があることなどに留意する必要があること。

なお、法人化後における地方公共団体と国立大学法人との人事交流が引き続き円滑に実施できるよう、都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、退職手当の通算等に係る関係条例の整備をはじめとする特段の配慮をお願いしたいこと。また、貴管下の関係者に対して、この趣旨を徹底されるようお願いしたいこと。関係条例の整備については、本年12月12日付けで、各都道府県等に対して総務省より通知が示されていること。

地方公共団体と国立大学法人との円滑な人事交流の確保については、各国立大学法人から関係地方公共団体に対して、適宜情報提供を行うほか、必要に応じて意見交換の場を設けるなど、給与・退職手当・研修等の取り扱いについてあらかじめ十分な連絡調整を図ること。

9 大学共同利用機関法人関係

現在、大学における学術研究の発展等の目的に資するため国立学校設置法第9条の2の規定に基づき設置されている大学共同利用機関の法人化に当たっては、学術研究の動態的な総合的発展を目指し、独立行政法人化することとなったメディア教育開発センターを除く16の研究所にわたって、それぞれ再編の上法人化されるものであること（第

2条第3項及び第4項、別表第2、附則第4条、附則別表第1並びに国立大学法人法施行令附則第2条)

国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民族学博物館及び国立歴史民俗博物館は「大学共同利用機関法人人間文化研究機構」に再編。

国立天文台、核融合科学研究所並びに岡崎国立共同研究機構の分子科学研究所、基礎生物学研究所及び生理学研究所は「大学共同利用機関法人自然科学研究機構」に再編。

高エネルギー加速器研究機構の素粒子原子核研究所及び物質構造科学研究所は「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構」に再編。

国立極地研究所、国立遺伝学研究所、統計数理研究所及び国立情報学研究所は「大学共同利用機関法人情報・システム研究機構」に再編。

大学共同利用機関法人については、それぞれ上記の大学共同利用機関を設置し、当該大学共同利用機関において研究を行うとともに、それらの施設・設備等を大学の教員等の利用に供するといった国立大学法人とは異なる業務内容を持つとともに、その運営に当たっては、国内外の関連分野の研究者群（いわゆる研究者コミュニティ）の意向を十分反映した仕組みが不可欠であることから、組織及び業務についてその特性に応じて第2章第2節（第24条～第29条）に規定しているが、これ以外は国立大学法人と同一の規定によっているものであること。

第2 独立行政法人国立高等専門学校機構法関係

1 独立行政法人国立高等専門学校機構法の概要

国立高等専門学校は現在国立学校設置法第7条の13の規定により設置されているが、国立大学の法人化に併せ、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）を設立し、高専機構が55校の国立高等専門学校を設置するものであること。

独立行政法人国立高等専門学校機構法（以下「高専機構法」という。）は、独立行政法人通則法に規定する個別法であり、高専機構の名称（第2条）、目的（第3条）、業務の範囲（第12条第1項）等を定めているものであるが、特に、個別の国立高等専門学校の名称と位置を法定しているものであること（第3条、第12条第2項及び別表）。

2 職員関係

現在国立高等専門学校の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、高専機構の成立の日において、高専機構の職員となるものであること（附則第3条）。職員の引継ぎに関して、国家公務員に対する懲戒、退職手当、児童手当、高専機構の職員となる者の職員団体についての経過措置についてそれぞれ規定していること（附則第4条～第7

条)。高専機構については特定独立行政法人ではないため、その職員は国家公務員の身分を有しないこと。ただし、高専機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされること(第11条)。

3 高専機構の業務関係

高専機構の業務については、以下のとおり規定していること(第12条第1項)。

国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。

学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舍における生活指導その他の援助を行うこと。

高専機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の高専機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

～ の業務に附帯する業務を行うこと。

これに関連して、授業料その他の費用については文部科学省令で定めることとし(同条第3項)、当該文部科学省令については別途制定する予定であること。

4 中期目標及び中期計画関係

(1) 中期目標

高専機構の中期目標については、文部科学大臣が3年以上5年以下の期間における中期目標を定め、高専機構に指示することとなっており、中期目標の記載事項は以下のとおりであること(独立行政法人通則法第29条第2項)。

中期目標の期間

業務運営の効率化に関する事項

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

財務内容の改善に関する事項

その他業務運営に関する重要事項

(2) 中期計画

高専機構は、中期目標に基づき当該目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないこと(独立行政法人通則法第30条第1項)。

なお、中期目標の策定及び中期計画の認可に当たっては、文部科学大臣は独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣と協議しなければならないこと(独立行政法人通則法第29条第3項、第30条第3項並びに第67条)。

中期計画の作成及び変更の手続については独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令において規定していること(独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令第

2条)。

また、中期計画の記載事項は以下のとおりであること(独立行政法人通則法第30条第2項及び独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令第3条)。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

短期借入金の限度額

重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

剰余金の使途

施設及び設備に関する計画

人事に関する計画

中期目標の期間を超える債務負担

積立金の使途

その他高専機構の業務の運営に関し必要な事項

5 財務及び会計関係

高専機構の財務及び会計については、独立行政法人通則法の規定(同法第36条から第50条)によるものであること。また、独立行政法人通則法の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令において、会計の原則、会計処理、財務諸表、財務諸表等の閲覧期間、短期借入金の認可の申請手続、重要な財産の範囲及び重要な財産の処分等の認可の申請手続について定めていること(独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令第8条~第14条)。

なお、国の財政措置について定める独立行政法人通則法第46条により、国の事務・事業を担う高専機構に対する国の財政上の責任を明確に定めていること。

また、国家公務員宿舎法の規定は高専機構の役員及び職員には適用されないが(第15条) 必要な宿舎については、国から出資されることとなっていること。

6 政令及び省令に規定されている事項

独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令は、主として以下の事項を定めていること。

高専機構に出資があったものとされる財産の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定めること(第1条)。

教育基本法等19の法令について、高専機構を国とみなして準用すること(第2条)。

高専機構が国から継承する権利及び義務並びに承継の時期等を定めること（附則第2条～第6条）。

高専機構が国から継承した不動産に関する権利につきなすべき登記の手続についての特例を定めるとともに、高専機構の成立の際現に係属している高専機構が行う業務に関する訴訟事件又は非訟事件であって高専機構が受け継ぐものについては、当該高専機構を国の利害に係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用すること（附則第9条及び第10条）。

現在の国立高等専門学校について国に対しされた許可、承認等について、高専機構に対しされた許可、承認等とみなすこととすること。また、現在の国立高等専門学校について国がしている届出等について、高専機構がした届出等とみなすこととすること（附則第11条及び第12条）。

等を定めていること。

また、独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令においては、上で述べた事項のほか、業務方法書に記載すべき事項（第1条）、年度計画の作成・変更等に係る事項（第4条）等について定めていること。

7 高専機構への移行に関する留意事項

国立高等専門学校の独立行政法人化に伴い必要となる諸手続については、国立大学法人等と同様、遺漏なきよう対応願いたいこと。

独立行政法人化の準備については、特に独立行政法人化後の安全衛生管理については、労働安全衛生法が適用されることとなることを踏まえ適切に対応することなどに留意する必要があること。

また、高専機構の役員及び職員には国家公務員法等の規定は適用されず、弾力的な人事制度を実現していることから、高専機構は、特色ある教育研究を積極的に展開することを可能にするという独立行政法人化の趣旨を踏まえた対応が必要であること。服務等については、国立大学法人と同様の点に留意する必要があること。

その他、高専機構の資本金、高専機構に出資されたものとされる土地の全部又は一部を高専機構が譲渡したときの取扱い及び廃止前の国立学校特別会計法第17条に規定する委任経理金に残余があるときの取扱いに関して、国立大学法人と同様の取扱いとなることに留意すること。

第3 独立行政法人大学評価・学位授与機構法関係

大学評価・学位授与機構は現在国立学校設置法第9条の4の規定により設置されているが、国立大学の法人化に併せ、独立行政法人大学評価・学位授与機構を設立するもの

であること。

独立行政法人大学評価・学位授与機構の業務として、大学に対する評価（第16条第1項第1号）及び大学を卒業し又は大学院の課程を修了していない者であってそれと同等以上の水準の学力があると認められるものに対する学位授与（同項第2号）等を規定していること。

この他、独立行政法人大学評価・学位授与機構法は、学位授与や大学評価といった機関としての業務の性格上、その運営に広く大学に関する有識者の意見を反映させる必要があることから、評議員会に関する規定を置くとともに（第14条及び第15条）、機構長の任命に当たっては、評議員会の意見を聴かなければならないこととされていること（第10条）。また、「大学評価・学位授与機構」という名称の使用制限に関する規定を置いていること（第6条）。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の施行に伴う経過措置に関する政令においては、主として以下の事項を定めていること。

独立行政法人大学評価・学位授与機構が国から承継する権利及び義務並びにその承継の時期を定めること（第1条及び第2条）。

独立行政法人大学評価・学位授与機構に出資があったものとされる財産及び出資の時期を定めること（第3条及び第4条）。

独立行政法人大学評価・学位授与機構に出資があったものとされる財産の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定めること（第5条）。

現在の大学評価・学位授与機構について国に対してなされた承認等について、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対しされた許可等とみなすこととすること。

また、現在の大学評価・学位授与機構について国がしている届出等について、独立行政法人大学評価・学位授与機構がした届出等とみなすこととすること（第8条）。

独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令においては、業務方法書に記載すべき事項や中期計画に記載すべき事項等を規定しているほか、独立行政法人大学評価・学位授与機構が国立大学法人等の教育研究評価を決定しようとするときは、あらかじめ、大学等に意見の申立ての機会を付与するものとする（第17条）。

第4 独立行政法人国立大学財務・経営センター法関係

国立学校資産の有効活用、高等教育財政・財務等に関する調査研究の推進などの業務を行う機関として現在国立学校設置法第9条の5の規定により設置されている国立学校財務センターについては、国立大学の法人化に併せ、財務・経営に関する国立大学法人等への支援の重要性が高まることなどを踏まえ、これらの業務を効果的に実施すべく独立行政法人とするものであること。

財務・経営センターは、国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用についての国立

大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言（第13条第1号）や高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査研究（同条第5号）、国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供（同条第6号）を行うほか、附属病院整備又は移転整備事業を目的とした土地の取得等のための資金を国立大学法人等に対して貸し付ける「施設費貸付事業」（同条第2号）とともに、国立大学法人等及び高専機構が土地を処分した際に財務・経営センターに納付することとされている資金を全国的な施設整備の観点から、国立大学法人等及び高専機構に対して交付する「施設費交付事業」（同条第3号）を行うことを定めていること。

独立行政法人国立大学財務・経営センター法は、独立行政法人通則法に規定する個別法であり、財務・経営センターの名称、目的、業務の範囲等を定めているが、特に、文部科学大臣が理事長を任命するに当たっては有識者の意見を聴くこととされている（第9条）ほか、財務・経営センターが長期借入金等を行うことを可能とするための規定（第16条）などを置いていること。

独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令においては、借換えの対象となる長期借入金又は債券（第1条）、長期借入金又は債券の償還期間（第2条）、長期借入金の借入れの認可の手續（第3条）、独立行政法人国立大学財務・経営センター債券に関する形式等の必要な事項（第4条～第13条）を定めているほか、財務・経営センターの権利及び義務の承継等に関する経過措置等について定めていること。

独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令においては、業務方法書に記載すべき事項（第1条）、中期計画、年度計画の作成・変更等に係る事項（第2条～第4条）、会計の原則（第8条）、処分にあたり認可が必要となる重要な財産の範囲（第12条）等について定めていること。

第5 独立行政法人メディア教育開発センター法

メディア教育開発センターは現在国立学校設置法第9条の2第1項及び国立学校設置法施行令第9条の規定により設置されているが、国立大学の法人化に併せ、独立行政法人メディア教育開発センターを設立するものであること。

独立行政法人メディア教育開発センター法は、独立行政法人メディア教育開発センターの名称及び目的のほか、「大学等における多様なメディアを高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発を行うこと」等の業務の範囲等を定めていること（第2条、第3条及び第13条）。また、文部科学大臣が理事長を任命するに当たっては有識者の意見を聴くこととされている（第9条）ほか、放送大学その他のメディアによる教育を行う大学等との連携協力について規定していること（第14条）。

独立行政法人メディア教育開発センター法の施行に伴う経過措置に関する政令においては、主として以下の事項を定めていること。

独立行政法人メディア教育開発センターが国から承継する権利及び義務並びに承継の時期を定めること（第2条及び第3条）。

独立行政法人メディア教育開発センターに出資があったものとされる財産及び出資の時期を定めること（第4条及び第5条）。

独立行政法人メディア教育開発センターに出資があったものとされる財産の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定めること（第6条）。

現在のメディア教育開発センターについて国に対してされた許可、承認等について、独立行政法人メディア教育開発センターに対しされた許可、承認等とみなすこととすること。また、現在のメディア教育開発センターについて国がしている届出等について、独立行政法人メディア教育開発センターがした届出等とみなすこととすること（第9条）。

独立行政法人メディア教育開発センターに関する省令においては、業務方法書に記載すべき事項（第1条） 中期計画、年度計画の作成・変更等に係る事項（第2条～第4条） 会計の原則（第8条） 処分にあたり認可が必要となる重要な財産の範囲（第13条） 理事長の任命のために必要な事項（第15条）等について定めていること。

第6 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、国立大学法人等の施行に伴い55本にわたる法律について廃止又は改正を行うものであり、その主たる内容は次のとおりであること。

（1）国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止

国立大学等の法人化に伴い、国立学校設置法及び国立学校特別会計を設置する国立学校特別会計法を廃止すること（第2条）。

（2）学校教育法の一部改正

国立大学は国立大学法人が、国立高等専門学校は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置するものであるが、国立大学及び国立高等専門学校の個別の設置は法律において規定するとともに、国は国の事務・事業を担うこれらの法人に対して必要な財政措置を行うこととしているなど、国として国立大学及び国立高等専門学校の教育又は研究に一定の責任を果たすことが前提となっているものであること。このため、学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設置することができることと規定する学校教育法第2条において、国に国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含めることとするなど学校教育法の所要の改正を行っていること（第3条）。

（3）教育公務員特例法等の一部改正

国家公務員である国立学校の教員についてその採用等の特例を規定した教育公務員特例法について、主として以下の改正を行っていること（第6条）。

国立大学等の法人化に伴い国立学校の教員が国立大学法人の職員となることによる国立学校の教員に関する規定の削除。

国立学校の教員に関する規定の削除に伴う公立学校の教員の給与に関する規定の整備。

また、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法及び大学の教員等の任期に関する法律についても、国立学校の教員に関する規定の削除等の改正を行っていること（第35条及び第39条）。

なお、上記の公立学校の教員の給与に関する規定の整備については、具体的には国立大学の法人化に伴い国立学校の教員が国立大学法人の職員となることを受け、公立学校の教員の給与は国立学校の教員の給与の種類及びその額を基準として定めることとしている教育公務員特例法第25条の5の規定を削除し、各地方公共団体が地域ごとの実態を踏まえて給料や諸手当の額を主体的に定めることができるようにするとともに、条例で定めるところにより各地方公共団体が教員の職務と責任の特殊性に基づき現行と同様の給与を支給することができるようにするため、関係規定を整備したものであること。各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、これらの改正について、平成15年8月25日付け文科初第592号（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について）を参照願いたいこと。

（４）税法関係の法改正

国立大学法人等の公共性を踏まえ、地方税法、所得税法、法人税法等が改正され、住民税、事業税、所得税、法人税等について、国立大学法人等は非課税の取扱いとなっていること（第12条、第29条及び第30条等）。なお、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立学校財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターについては、平成16年3月までに、住民税及び事業税については総務大臣が、所得税、法人税等については財務大臣がそれぞれ指定することにより、非課税の取扱いとされる予定であること。

（５）独立行政法人情報公開法及び独立行政法人個人情報保護法の一部改正

独立行政法人が保有する法人文書の公開については独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律が、独立行政法人が保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項については独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が制定されているが、国立大学法人等についてもこれらの法律の対象法人に加えるための改正を行っていること（第45条及び第48条）。

（６）その他の法改正

この他、国立大学の法人化に伴って文部科学省設置法や総務省設置法を改正する（第50条、第51条及び第49条）など関係法律の整備を行っていること。

（７）国立学校特別会計法の廃止に伴う経過措置

国立学校特別会計における平成15年度の収入及び支出並びに同年度以前の決算に関する事務については、国立大学法人等がなお従前の例により行うこととすること（附則第2条）。

（8）国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令においては、

国立学校の授業料債権等に係る納入の告知の特例に関する政令、国立学校特別会計法施行令及び国立学校設置法施行令を廃止すること（第1条）。

国立学校が法人化されることに伴い、国の機関としての国立学校に固有の規定や公務員としての国立学校職員に関する規定を削除すること（第3条、第5条及び第6条等）。

国立大学法人等の成立に伴い、独立行政法人等登記令など公社や独立行政法人等についての定めを設けている政令の規定に、国立大学法人等を追加すること（第11条、第24条及び第30条等）。

国立高等専門学校等の独立行政法人化に伴い、船舶安全法施行令など関係規定の適用対象となる独立行政法人の範囲を定めている政令の規定に、独立行政法人国立高等専門学校機構等を追加すること（第2条、第9条及び第18条等）。

国家公務員共済組合法第119条に規定する船員組合員のうち、国立大学法人等又は高専機構の職員である者については、当分の間、船員保険法第17条の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法の規定を適用すること（附則第3条）。

等を定めていること。

本件に関する問い合わせ先(代表03-5253-4111)

国立大学法人関係 高等教育局大学課 (内3083)

大学共同利用機関法人関係 研究振興局学術機関課 (内4085)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人に関する次の事項に関する問い合わせ先

(人事・サービス)大臣官房人事課審査班(内3099)

(財務・会計)大臣官房会計課総務班(内3437)

(評価)高等教育局高等教育企画課(内2484)

独立行政法人国立高等専門学校機構関係

高等教育局専門教育課(内2504)

独立行政法人大学評価・学位授与機構関係

高等教育局高等教育企画課(内2484)

独立行政法人国立大学財務・経営センター関係

高等教育局大学課(内2494)

独立行政法人メディア教育開発センター関係

高等教育局専門教育課(内2077)